政令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十七号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「佐世保市」を「佐世保市　八戸市」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第百十一号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「前年度の六月三十日」を「前々年度の十月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

告示

○内閣府　財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件

（平成二十年内閣府　財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年六月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

第一号19中「20」を「20及び21」に改め、同号20の次に次のように加える。

21　平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者に対する資金であって、平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

○法務省告示第三百十八号

北海道新冠郡新冠町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新冠町役場又は札幌法務局日高支局に照会すること。

平成二十八年六月十五日

法務大臣　岩城　光英

北海道新冠郡新冠村大字去童村無号地

秋田　弥吉

北海道新冠郡新冠村大字高江村無号地

大沢　弥義

北海道新冠郡新冠村大字高江村無号地

佐賀松太郎

北海道新冠郡新冠村大字姉去村無号地

佐藤　憲雄

北海道新冠郡新冠村大字姉去村無号地

清水　忠雄

北海道新冠郡新冠村大字姉去村無号地

梨本　ハナ

○外務省告示第二百六号

一　ペルー共和国政府は、平成九年九月五日にウィーンで採択された「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の批准書を平成二十八年二月八日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年五月八日にペルー共和国について効力を生じた。

二　ボツワナ共和国政府は、前記の条約の加入書を平成二十七年八月十四日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年十一月十二日にボツワナ共和国について効力を生じた。

三　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、前記の条約の加入書を平成二十八年四月十五日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年七月十四日にヨルダン・ハシェミット王国について効力を生ずる。

（平成二十七年九月一日付け、平成二十八年二月二十五日及び同年五月五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十八年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七号

平成二十八年五月二十七日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十八年四月二十九日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったジェンドゥーバ地方給水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十四年十一月二十一日付けの口上書により平成二十八年五月三十一日まで延長された。）がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、更に平成三十一年五月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十八年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八号

平成二十八年六月二日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五億九千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　トゥン・トゥン・ナイン計画・財務省事務次官

平成二十八年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九号

平成二十八年六月二日にネーピードーで、ミャンマーにおける法の支配向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ミャンマーにおける法の支配向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億千三百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合開発計画側　トイリー・クルバノフ在ミャンマー事務所長

平成二十八年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百五十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第一号の規定に基づき、昭和四十年労働省告示第四十六号（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四号中「回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの」を「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機」に改める。